第89期 定時株主総会
招 集 ご 通 知

日時　平成30年6月28日（木曜日）　午前10時

場所　佐賀市唐人二丁目7番20号
当行本店8階大会議室

目　次

● 第89期定時株主総会招集ご通知 ・・・・・・ 1
＜添付書類＞
● 事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
● 計算書類等・・・・・・・・・・・・・・・・・19
＜株主総会参考書類＞
● 第１号議案　剰余金の処分の件・・・・・・・26
● 第２号議案　取締役３名選任の件・・・・・・27
● 第３号議案　監査役１名選任の件・・・・・・30

佐賀銀行

証券コード：8395

証券コード　8395
平成30年６月６日

株　主　各　位

佐賀市唐人二丁目７番20号
株式会社 佐賀銀行
取締役頭取　坂　井　秀　明

第89期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当行第89期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成30年６月27日（水曜日）午後５時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　平成30年６月28日（木曜日）　午前10時

2. 場　　所　佐賀市唐人二丁目７番20号　当行本店８階大会議室

3. 目的事項

報告事項

1.第89期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告および計算書類報告の件

2.第89期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役３名選任の件

第３号議案　監査役１名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

当日ご出席による議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

開催日時

平成30年６月28日（木）
午前10時

郵送（書面）による議決権行使の場合

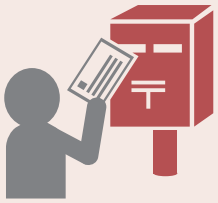

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

平成30年６月27日（水）
午後５時30分

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合

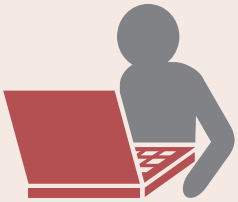

議決権行使ウェブサイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

平成30年６月27日（水）
午後５時30分

31頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認ください。

① 議決権行使書用紙と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）によるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

② 電磁的方法（インターネット等）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

5. その他株主総会招集に関する決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は１名とさせていただきます。

以　上

（お願い）

当日ご出席の際には、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

（お知らせ）

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保するための体制および運用状況」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「会計参与に関する事項」および「その他」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（http://www.sagabank.co.jp/）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類等及び連結計算書類の一部であり、監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類等及び連結計算書類の一部であります。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちにインターネット上の当行ウェブサイト（http://www.sagabank.co.jp/）にて、修正後の内容を開示いたします。

添　付　書　類

第89期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告

1.　当行の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果等

[当行の主要な事業内容]

当行は、本店ほか支店等において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っております。

[金融経済環境]

平成29年度のわが国経済は、好調な企業業績を背景に設備投資が増加基調にあったことや、個人消費の持ち直しや雇用環境改善の動きもあり、緩やかに回復しました。

海外景気は、米国の政策運営や中国経済の鈍化などの懸念がありながらも、欧米主要国を中心に全体として底堅い基調を保ちました。

当行の主要営業基盤である北部九州の経済につきましても、国内外の景気が好調さを保つ中、輸出の順調な伸びなどから企業業績は改善しました。また、個人消費の回復や雇用情勢の改善が継続しています。

金融業界につきましては、マイナス金利政策の影響下、企業向け貸出や個人ローンマーケットにおいて金利は極めて低水準で推移しました。一方、米欧の金融緩和政策縮小の動きが及ぼす影響等について今後注視する状況にあります。

[事業の経過及び成果]

○第15次中期経営計画

こうした金融経済環境の中、当行は平成28年度からスタートした第15次中期経営計画（平成28年４月１日～平成31年３月31日）で、「お客さまとともに、地域の未来を創造する銀行」を目指す姿とし、その基本方針に「事業性評価の取組みなどによりお客さまの成長をお手伝いし、成長の輪を地域全体に拡げ、地方創生に貢献します。」「お客さまと向き合う時間を増やし、質の高いサービスをご提供し、ライフパートナー・ビジネスパートナーとして、お客さまのニーズにお応えします。」の２つの項目を掲げ、柔軟で新しい発想を持ち、お客さまのさまざまなニーズやご期待にお応えできる態

勢を組織全体でスピード感を持って作り上げ、地域にとって、お客さま・株主さまにとって、なくてはならない銀行であり続けることを目指しております。

○店舗・チャネル

お客さまとのチャネルにつきましては、パソコン・スマートフォンからローンのお申込み・ご契約を完了することができる「ローンＷｅｂ契約サービス」について、平成29年10月より免許証等の本人確認資料をインターネットでも送信できるサービスを追加いたしました。

また、平成30年１月には、「佐賀銀行アプリ」の取扱いを開始しました。「佐賀銀行アプリ」は、ご来店いただくことなく、お持ちのスマートフォンから普通預金（Ｗｅｂ口座）の口座開設をお申込みいただけるほか、残高・入出金明細照会の確認など、さまざまなサービスをご利用いただけます。

店舗につきましては、平成30年３月に大町支店を北方支店大町出張所に種別変更いたしました。

当年度末の有人店舗数は本支店82カ店、出張所21カ所、店舗外現金自動設備は102カ所となりました。

○地方創生及び事業性評価に向けた取組み

地方創生に向けた取組みについては、お客さまの付加価値向上と地域の価値向上の２つの面から、当行が能動的にお手伝いすることで、活力ある地域未来の創造＝地域社会の発展に資することを目指しております。

その中で、平成29年度は、８月にアジアで最大規模の食品展示・商談会である「香港FOOD EXPO2017」に、佐賀県、さが県産品流通デザイン公社さまと共催で視察・商談ミッションを派遣し、「佐賀県ブース」の設置や現地視察・商談を行い食品関連企業さまの海外販路拡大をお手伝いしました。また、平成30年２月にはアジア最大のＩＴ産業集積地である台湾への「台湾商談・視察ミッション」を佐賀県、佐賀県商工会議所連合会、佐賀県工業連合会、佐賀県貿易協会、ジェトロ佐賀貿易情報センターさまと共催で派遣し、製造業のお客さまの海外取引実現に向けたお手伝いを致しました。また、同時期に佐賀県が開催した「佐賀県台湾プロモーション」にも参画し、佐賀県のＰＲのお手伝いを致しました。

10月には、佐賀県内の事業者さまと福岡都市圏の事業者さまとの情報交換・ネットワーク構築を図ることを目的に、佐賀県地域産業支援センターさまをはじめ４団体と「『佐賀・福岡ビジネス交流会』事業連携・協力に関する協定書」を締結しました。平成29年度は、「佐賀・福岡ビジネス交流会」を２回開催し、佐賀県内事業者さまの福岡都市圏への販路開拓に向けたお手伝いをさせていただきました。

また、11月に開催された地方銀行フードセレクションでは、参加55行中、２年連続最多となる53社のお客さまに「こだわり」のある自社製品をご出展いただきました。出展されたお客さまに対しては、商談会に向けた事前準備セミナーや商談会終了後のアフターフォロー勉強会を開催し、商談の成約に向けた様々なノウハウをご提供するとともに、商談会当日は、出展者と当行・自治体が一体となり地元の特産物を全国の食品バイヤーへＰＲし、お客さまの販路拡大をお手伝いしました。

さらに１月には、香港で佐賀県産の食材や日本酒、有田焼の器など、佐賀県産品を取り扱う和食レストラン「佐楽（さら)」の出店をご検討されていた運営会社に対し、当行の子会社である佐銀キャピタル＆コンサルティングと共同で設立したファンド（佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第三号）を通じた投資を行いました。「佐賀を感じて楽しむレストラン」として、平成30年４月にグランドオープンし、オープンセレモニーには佐賀、香港の各方面から関係機関の方々にご参加いただき、佐賀の食材の素晴らしさを体感していただきました。「佐楽（さら)」では、佐賀県産品の紹介に加え、佐賀県の文化や観光情報など「佐賀の魅力」を情報発信することでインバウンド誘致にもつなげていく予定です。

当行は、国内のみならず海外においても、お取引先のニーズに対応したお手伝いを行い、地域経済の活性化につなげてまいります。

事業性評価の取組みについては、頭取直轄の組織である「事業性評価推進室」が中心となり、お客さまの強み・弱み、課題、ニーズなどを分析し、お客さまの付加価値向上のお手伝いにつなげております。

当行は、お客さまとのコミュニケーションを通じ、財務面のみでは評価できない事業内容や成長可能性を正しく理解するとともに、お客さまの成長の芽・技術力・将来性を適切に評価し、お客さまの成長を様々にお手伝いすることで地域全体の活性化につなげてまいります。

平成29年７月に、第15次中期経営計画での取組みに対応する「金融仲介機能のベンチマーク」の計数・事例等を取り纏めた「金融仲介機能の発揮に向けた取組みについて」を公表しました。

その中では、当行の最重要施策として取組みを行っている事業性評価の取組みについて、当行の考え方や、事例として「成長性の高い創業期にある企業さまへのご支援」「地域再生利子補給制度を活用した設備投資のご支援」などを紹介しております。また、地方創生に向けた取組みについても、当行の考え方や、お客さまの付加価値向上・地域の価値向上に向けた取組み事例として「地域資源を活用した地域活性化支援」「事業承継・M＆Aの取組み事例」などをご紹介しております。

○取扱商品・サービスなどの拡充

平成29年６月に、「フィデューシャリー・デューティー（お客さま本位の業務運営）の実践に向けた取組み方針」を公表しました。

「貯蓄から資産形成へ」と、今後は幅広い世代に安定した「資産形成」を促していくため、当行では「お客さま向け資産形成セミナー」を職場や学校等で開催し、「つみたてＮＩＳＡ」のご紹介などを行っております。なお、平成29年度の開催回数は89回となりました。今後もお客さまのライフサイクルに応じたより分かりやすい情報、よりふさわしいサービスのご提供に取組んでまいります。

当行は、お客さまの資産形成や資産運用に関する業務において、真にお客さまのお役に立てるよう、専門知識と人間力を兼ね備えた、お客さまから信頼される人材を増やし、お客さまのご期待に沿えるサービスをご提供してまいります。

また、12月には、全国で多発しているご高齢者を狙った還付金詐欺・振り込め詐欺等を防止する取組みとして、70歳以上のお客さまで過去３年以内にＡＴＭでのお振込のご利用がないお客さまを対象に、ＡＴＭでのお振込を制限させていただく対策を実施いたしました。当行は、地域の銀行としてお客さまの大切な財産をお守りする取組みを進めてまいります。

事業者さまへの新たな取組みとしては、平成29年７月に「さぎんＣＳＲ私募債 地域の芽・育む債」の取扱いを開始しました。お客さまのご意見・ご要望のもと、私募債発行金額の0.2％相当額の教育関連物品を学校等に寄贈し、教育環境の向上による地域貢献活動につなげていく取組みであり、平成29年度は10社のお客さまのＣＳＲ私募債を受託しました。

フィンテック（金融＋ＩＴ）等の金融革新がさらに進展することが予想される中、当行はＡＩやＩｏＴ等の技術を活用した取組みを推進していくため、平成29年12月に株式会社オプティムさまと「戦略的包括提携」を締結しました。ＡＩ、ＩｏＴ、ビッグデータの活用で定評がある株式会社オプティムさまの技術・ノウハウを学ばせていただきながら、地域のお客さまへの貢献や、銀行業務の効率化に向けた取組みを進めてまいります。

以上のような取組みの結果、当期の業績は次のとおりとなりました。

○預金・貸出金等

平成30年３月末の総預金残高は、個人預金が342億円、一般法人預金は397億円伸びたことで、前事業年度末比795億円増加し２兆2,377億円となりました。地区別では佐賀県で574億円、福岡県で213億円、それぞれ増加しました。

総貸出金に関しましても、地方公共団体向け貸出金が前事業年度末比157億円減少した一方で、中小企業さま等への貸出金残高は前事業年度末比729億円増加しました。地区別では佐賀県で279億円、福岡県で455億円、それぞれ増加しました。この結果、総貸出金残高は前事業年度末比587億円増加し１兆5,152億円となりました。

有価証券につきましては、将来の金利変動リスクを考慮しながら資金の有効な運用に努めており、前事業年度末比1,347億円減少し5,330億円となりました。

なお、自己資本比率（国内基準）は、前事業年度末と比べて法人・中小個人さま向け等の貸出金増加によるリスクアセットの増加はあったものの、利益の積み上げ等により116億円の自己資本の増加があったことより、前事業年度末比0.46%ポイント増加し8.14%（速報値）となりました。

不良債権（金融再生法開示債権）比率は、平成29年３月末の2.46%が平成30年３月末には2.12%となりました。

○損益状況

経常収益につきましては、有価証券等の市場取引に係る収益を構成するバイライト取引（金融派生商品収益と国債等債券売却損を組み合わせた取引）を、金融市場の動向をふまえて80億70百万円減

少させたこと等があったものの、貸出金残高が順調に増加したことを主因として、貸出金利息収入が184億43百万円となり、平成20年３月期以来の前事業年度比１億円の増加に転じたことや、完全子会社化実施に伴う完全子会社各社からの受取配当金収入84億98百万円等により、前事業年度比２億52百万円増加し437億60百万円となりました。

経常利益につきましては、上記経常収益の増収要因に加え、前事業年度と比べ貸倒引当金戻入益が２億86百万円増加したことや営業経費が10億18百万円減少したこと、及び国債等債券売却損が63億65百万円減少したこと等により、前事業年度比78億84百万円増加し112億78百万円となりました。

また、当期純利益につきましては、退職給付財政の健全化を目的として当行が保有する上場株式の一部を退職給付信託に拠出し退職給付信託を設定したことに伴い、特別利益として退職給付信託設定益を22億24百万円計上したこともあって、前事業年度比97億38百万円増加し125億97百万円となりました。

なお、利益の太宗をなす資金利益につきましては、貸出金残高が順調に増加したことを主因として、貸出金利息収入が平成20年３月期以来の前事業年度比増加に転じ、結果、預貸金利息収支差も前事業年度比２億95百万円増加したことや、完全子会社化実施に伴う完全子会社各社からの受取配当金収入84億98百万円の計上等により、前事業年度比82億89百万円増加し340億35百万円となりました。

[当行が対処すべき課題]

金融業界においては、マイナス金利政策の下、厳しい収益環境が続いております。

当行では、平成28年度から第15次中期経営計画（平成28年４月１日～平成31年３月31日）をスタートさせ、お客さまとのリレーションの深化とＣＳ（お客さま満足度)・ＥＳ（従業員満足度）の向上を通じてお客さまの成長をお手伝いし、お客さまのニーズにお応えすることで「佐賀銀行ブランド」をさらに確立させることを目指してまいります。

また、少子高齢化やフィンテック等の新たな金融技術の開発等、銀行を取巻く環境が大きく変化している中、当行は第15次中期経営計画で取組んでいる「全体生産性向上の取組み」をさらに加速させてまいります。

平成30年２月からは、本部業務を抜本的に見直し本部業務量の30％相当を効率化することを目指し、本部業務ＢＰＲに取組んでおります。業務効率化を図ることで、お客さまと向き合う態勢をさらに強化し、生産性の高い業務運営構築を図りつつ、新たな成長ステージに繋げていく次期第16次中期経営計画の策定を進めてまいります。

当行は、今後とも「ひたむきさや誠実さ」を基本姿勢としながらお客さまと接し、一方で効率的経営を目指し、全役職員一丸となって努力してまいる所存でございますので、株主の皆さま、お客さま、さらに地域の皆さまにおかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

第15次中期経営計画の目標

目標とする経営指標	平成30年度（目標）
実質業務純益（※１）	62億円
当期純利益	40億円
ＲＯＥ（※２）	3.4％
ＯＨＲ（※３）	79.1％
総預金平残	２兆2,600億円
総貸出金平残	１兆5,900億円

※１　実質業務純益：実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
※２　ＲＯＥ：資本の効率性を示す指標。ＲＯＥ＝利益÷資本勘定平均残高
※３　ＯＨＲ：業務粗利益を稼ぐための経費を示す指標。ＯＨＲ＝経費÷業務粗利益

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
預金		**20,835**	**20,999**	**21,582**	**22,377**
	定期性預金	8,343	8,243	8,033	7,869
	その他	12,492	12,756	13,548	14,507
貸出金		**13,450**	**14,143**	**14,565**	**15,152**
	個人向け	3,380	3,610	3,800	3,883
	中小企業向け	6,254	6,751	7,341	7,987
	その他	3,815	3,781	3,423	3,281
特定取引資産（トレーディング資産）		**0**	—	—	—
特定取引負債（トレーディング負債）		—	—	—	—
有価証券		**6,790**	**6,365**	**6,678**	**5,330**
	国債	723	695	716	348
	地方債	2,823	2,757	2,495	2,014
	その他	3,244	2,911	3,465	2,967
総資産		**23,032**	**22,916**	**23,349**	**24,185**
内国為替取扱高		**206,698**	**208,724**	**211,422**	**217,217**
外国為替取扱高		百万ドル **691**	百万ドル **565**	百万ドル **631**	百万ドル **626**
経常利益		百万円 **5,657**	百万円 **5,453**	百万円 **3,394**	百万円 **11,278**
当期純利益		百万円 **3,266**	百万円 **3,218**	百万円 **2,859**	百万円 **12,597**
1株当たりの当期純利益		円 銭 **19.57**	円 銭 **19.28**	円 銭 **171.21**	円 銭 **753.48**
信託財産		**6**	—	—	—
信託報酬		百万円 **3**	百万円 **2**	百万円 —	百万円 —

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。(以下の各表における金額についても同様であります。)

2. 平成29年10月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式の併合を実施したことから、1株当たりの当期純利益については、平成28年度の期首に当該株式の併合が行われたと仮定して算定しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,472人	1,500人
平均年齢	40年０月	39年10月
平均勤続年数	17年８月	17年６月
平均給与月額	372千円	382千円

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員、及び嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く３月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当年度末	前年度末
佐賀県	61店(うち出張所19)	61店(うち出張所18)
長崎県	3 (〃 —)	3 (〃 —)
福岡県	38 (〃 2)	38 (〃 2)
東京都	1 (〃 —)	1 (〃 —)
合計	103 (〃 21)	103 (〃 20)

(注) 上記のほか、当年度末において、店舗外現金自動設備102カ所（前年度末105カ所）を設置しております。

ロ. 当年度新設営業所

該当ありません。

(注) 1. 当年度において次の店舗等の種類変更を行いました。
(種類変更)
大町支店 ⇒ 北方支店大町出張所（佐賀県杵島郡大町町）
2. 当年度において次の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。
サンプラザ出張所（佐賀県神埼郡吉野ヶ里町）
スーパーモリナガ佐志店出張所（佐賀県唐津市）
西友佐賀店出張所（佐賀県佐賀市）

ハ. 銀行代理業者の一覧

該当ありません。

ニ. 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ．設備投資の総額

（単位：百万円）

設備投資の総額	3,376

ロ．重要な設備の新設等

（単位：百万円）

内　　容	金　　額
店舗・社宅用地	981
社宅の新築購入	1,651
店舗の新築・改築	124
事務機器	198
ソフトウェア	216

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ．親会社の状況

該当ありません。

ロ．子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率（注）	その他
				百万円	%	
佐銀リース株式会社	佐賀市駅南本町4番23号	各種設備機器のリース業務	昭和50年2月1日	30	100.00	―
佐銀信用保証株式会社	佐賀市白山二丁目3番16号	佐賀銀行の取り扱う個人ローンに係る信用保証業務	昭和54年4月2日	50	100.00	―
佐銀コンピュータサービス株式会社	佐賀市愛敬町7番17号	コンピュータによる情報処理等のサービス業務	昭和59年7月10日	10	100.00	―
株式会社佐銀キャピタル＆コンサルティング	佐賀市唐人二丁目7番20号	有価証券の取得、保有、売却、及びコンサルティング業務	平成3年3月7日	80	100.00	―
佐銀ビジネスサービス株式会社	佐賀市愛敬町7番17号	佐賀銀行の文書管理、事務代行業務等	昭和53年6月1日	104	100.00	―

（注）佐銀リース株式会社、佐銀信用保証株式会社、佐銀コンピュータサービス株式会社、株式会社佐銀キャピタル＆コンサルティングの株式を追加取得し、平成29年11月22日付けで子会社としております。

ハ．重要な業務提携の概況

① 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。

② 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。

③ 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

④ 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。

⑤ 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動入金等のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

（1）会社役員の状況

（平成29年度末現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
陣内芳博	取締役頭取 （代表取締役）		
古川光則	専務取締役 営業統括本部長 （代表取締役）		
上野昭久	常務取締役		
坂井秀明	常務取締役		
今泉　直	常務取締役 福岡本部長		
田代　朗	常務取締役 業務統括本部長		
二瓶富夫	取締役 業務統括本部長代理 兼システム部長	佐銀コンピュータサービス 株式会社取締役（非常勤）	
富永金吾	取締役 営業統括本部 営業推進部長		
堤　和幸	取締役 本店営業部長		
古川広直	取締役 唐津エリア長 兼唐津支店長		
中村紳三郎	取締役 総合企画部長	株式会社佐銀キャピタル＆ コンサルティング監査役（非常勤）	
木村　務	取締役 （社外取締役）		
古舘直人	取締役 （社外取締役）		
鶴田賢二	常勤監査役		
臼井俊雄	監査役 （社外監査役）		
鬼﨑昭宣	監査役 （社外監査役）		
井寺修一	監査役 （社外監査役）		弁護士
（当年度中に退任した役員）			
村木利雄	取締役会長 （代表取締役）		平成29年 6月29日辞任
田中政利	取締役 営業統括本部長代理		平成29年 6月29日辞任
草場　稔	常勤監査役		平成29年 6月29日退任

（注）1. 取締役木村務、古舘直人、監査役臼井俊雄、鬼﨑昭宣及び井寺修一の各氏は、上場している証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 当年度中に退任（辞任）した役員の地位は退任（辞任）時のものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区　　分	支 給 人 数	報酬等
取　締　役	15人	234（47）
監　査　役	5人	32（—）
計	20人	267（47）

（注）1. 上記以外に支払った使用人兼務取締役の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価は46百万円であります。
2. 定款又は株主総会で定められた報酬限度額は、取締役については月額1,900万円以内、監査役については月額290万円以内であります。また、取締役に対する新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）に関する報酬等の額は、上記とは別枠にて年額6,000万円以内であります。
3. 役員退職慰労金及び役員賞与金は該当ありません。
4. 報酬等の額には、新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）に関する報酬等の額47百万円（取締役11名分）を含んでおり、括弧内に内書きしております。

(3) 責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
木　村　　務（取締役）	会社法第427条第１項の規定に基づき、社外取締役または社外監査役の職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任の限度額を同法第425条第１項各号に定める額の合計額とする契約を締結しております。
古　舘　直　人（取締役）	
臼　井　俊　雄（監査役）	
鬼　﨑　昭　宣（監査役）	
井　寺　修　一（監査役）	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

該当ありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
木村　務 (取締役)	平成25年6月から現在まで	取締役会 16回開催中15回出席	元長崎県立大学経済学部教授としての幅広い知識と経験を活かして、発言を行っております。
古舘直人 (取締役)	平成27年6月から現在まで	取締役会 16回開催中16回出席	元日本銀行勤務の経験と知識を活かして、発言を行っております。
臼井俊雄 (監査役)	平成18年6月から現在まで	取締役会 16回開催中16回出席 監査役会 28回開催中28回出席	元大蔵省勤務の経験と知識を活かして、発言を行っております。
鬼﨑昭宣 (監査役)	平成23年6月から現在まで	取締役会 16回開催中16回出席 監査役会 28回開催中28回出席	元佐賀県出納長、元佐賀県信用保証協会会長としての経験と知識を活かして、発言を行っております。
井寺修一 (監査役)	平成28年6月から現在まで	取締役会 16回開催中16回出席 監査役会 28回開催中28回出席	弁護士としての専門的な知識と経験を活かして、発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5人	19	―

(注) 役員賞与金および退職慰労金は該当ありません。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数　　発行可能株式総数　49,914千株
発行済株式の総数　16,722千株（自己株式を除く。）

(2) 当年度末株主数　6,498名（自己株式を除く。）

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
明治安田生命保険相互会社	796千株	4.76%
佐賀銀行行員持株会	625	3.74
株式会社十八銀行	522	3.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	474	2.83
日本生命保険相互会社	380	2.27
株式会社肥後銀行	347	2.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	345	2.06
株式会社福岡銀行	307	1.83
住友生命保険相互会社	281	1.68
株式会社西日本シティ銀行	279	1.67

（注）1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式を除いて算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等		その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 伊加井 真 弓 指定有限責任社員 川 口 輝 朗	公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	48	(注２)
	公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	―	

(注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、「公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額」にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当行監査役会は、会計監査人及び行内関係部署等から必要な資料を入手し且つ説明・報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、監査品質、職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬額は相当と認められたため、同意いたしております。

3. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、54百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項に定める解任事由に該当するとき、その他社会的信用を失墜する等により当行の監査業務に重大な支障を来すと認められる事由が生じたときは、会計監査人の解任または不再任に必要な手続を行います。

第89期末（平成30年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	**322,745**	**預金**	**2,237,738**
現金	31,470	当座預金	116,330
預け金	291,275	普通預金	1,306,295
買入金銭債権	**3,568**	貯蓄預金	3,999
金銭の信託	**398**	通知預金	4,466
有価証券	**533,054**	定期預金	786,997
国債	34,887	その他の預金	19,649
地方債	201,404	**譲渡性預金**	**6,124**
社債	114,696	**債券貸借取引受入担保金**	**10,563**
株式	54,557	**借用金**	**2,705**
その他の証券	127,509	借入金	2,705
貸出金	**1,515,294**	**外国為替**	**43**
割引手形	8,870	売渡外国為替	27
手形貸付	78,002	未払外国為替	16
証書貸付	1,243,688	**その他負債**	**6,659**
当座貸越	184,732	未払法人税等	207
外国為替	**3,880**	未払費用	699
外国他店預け	3,596	前受収益	627
買入外国為替	62	金融派生商品	961
取立外国為替	221	資産除去債務	280
その他資産	**9,268**	その他の負債	3,883
前払費用	39	**賞与引当金**	**640**
未収収益	3,831	**退職給付引当金**	**1,782**
先物取引差入証拠金	900	**睡眠預金払戻損失引当金**	**332**
金融派生商品	1,770	**繰延税金負債**	**4,781**
その他の資産	2,726	**再評価に係る繰延税金負債**	**4,013**
有形固定資産	**27,002**	**支払承諾**	**12,499**
建物	5,440	**負債の部合計**	**2,287,885**
土地	20,214	（純資産の部）	
建設仮勘定	10	**資本金**	**16,062**
その他の有形固定資産	1,338	**資本剰余金**	**11,374**
無形固定資産	**1,668**	資本準備金	11,374
ソフトウェア	1,441	**利益剰余金**	**72,699**
その他の無形固定資産	227	利益準備金	14,926
支払承諾見返	**12,499**	その他利益剰余金	57,773
貸倒引当金	**△10,856**	別途積立金	42,800
		固定資産圧縮積立金	254
		繰越利益剰余金	14,718
		自己株式	**△1,130**
		株主資本合計	**99,005**
		その他有価証券評価差額金	**23,201**
		土地再評価差額金	**8,232**
		評価・換算差額等合計	**31,434**
		新株予約権	**199**
		純資産の部合計	**130,639**
資産の部合計	**2,418,524**	**負債及び純資産の部合計**	**2,418,524**

第89期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金	額
経常収益		**43,760**
資金運用収益	**34,537**	
貸出金利息	18,443	
有価証券利息配当金	15,899	
コールローン利息	△2	
買現先利息	△0	
預け金利息	130	
その他の受入利息	66	
役務取引等収益	**6,073**	
受入為替手数料	2,338	
その他の役務収益	3,735	
特定取引収益	**17**	
商品有価証券収益	17	
その他業務収益	**1,724**	
国債等債券売却益	1,698	
金融派生商品収益	23	
その他の業務収益	3	
その他経常収益	**1,406**	
貸倒引当金戻入益	487	
償却債権取立益	0	
株式等売却益	130	
金銭の信託運用益	5	
その他の経常収益	782	
経常費用		**32,482**
資金調達費用	**502**	
預金利息	427	
譲渡性預金利息	3	
コールマネー利息	14	
債券貸借取引支払利息	25	
借用金利息	30	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	**3,816**	
支払為替手数料	706	
その他の役務費用	3,109	
その他業務費用	**5,062**	
外国為替売買損	386	
国債等債券売却損	4,603	
国債等債券償却	72	
営業経費	**22,848**	
その他経常費用	**252**	
株式等売却損	4	
その他の経常費用	247	
経常利益		**11,278**
特別利益		**2,384**
固定資産処分益	159	
退職給付信託設定益	2,224	
特別損失		**264**
固定資産処分損	70	
減損損失	193	
税引前当期純利益		**13,398**
法人税、住民税及び事業税	**350**	
法人税等調整額	**450**	
法人税等合計		**801**
当期純利益		**12,597**

第89期末（平成30年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	322,825	預金	2,233,062
買入金銭債権	3,568	譲渡性預金	6,124
金銭の信託	398	債券貸借取引受入担保金	10,563
有価証券	526,138	借用金	9,543
貸出金	1,506,293	外国為替	43
外国為替	3,880	その他負債	9,866
リース債権及びリース投資資産	13,440	賞与引当金	675
その他資産	15,529	退職給付に係る負債	3,444
有形固定資産	27,270	役員退職慰労引当金	21
建物	5,487	睡眠預金払戻損失引当金	332
土地	20,285	繰延税金負債	4,465
建設仮勘定	10	再評価に係る繰延税金負債	4,013
その他の有形固定資産	1,487	支払承諾	12,499
無形固定資産	1,710	負債の部合計	2,294,657
ソフトウェア	1,478	（純資産の部）	
その他の無形固定資産	231	資本金	16,062
繰延税金資産	683	資本剰余金	13,327
支払承諾見返	12,499	利益剰余金	67,687
貸倒引当金	△12,976	自己株式	△1,130
投資損失引当金	△31	株主資本合計	95,945
		その他有価証券評価差額金	23,201
		土地再評価差額金	8,232
		退職給付に係る調整累計額	△1,005
		その他の包括利益累計額合計	30,429
		新株予約権	199
		純資産の部合計	126,574
資産の部合計	2,421,231	負債及び純資産の部合計	2,421,231

第89期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金	額
経常収益		**39,622**
資金運用収益	**26,039**	
貸出金利息	18,431	
有価証券利息配当金	7,413	
コールローン利息及び買入手形利息	△2	
買現先利息	△0	
預け金利息	130	
その他の受入利息	66	
役務取引等収益	**6,389**	
特定取引収益	**17**	
その他業務収益	**5,472**	
その他経常収益	**1,702**	
貸倒引当金戻入益	488	
償却債権取立益	0	
その他の経常収益	1,213	
経常費用		**36,151**
資金調達費用	**514**	
預金利息	425	
譲渡性預金利息	3	
コールマネー利息及び売渡手形利息	14	
債券貸借取引支払利息	25	
借用金利息	44	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	**3,396**	
その他業務費用	**8,516**	
営業経費	**23,404**	
その他経常費用	**318**	
その他の経常費用	318	
経常利益		**3,471**
特別利益		**5,163**
固定資産処分益	160	
負ののれん発生益	2,778	
退職給付信託設定益	2,224	
特別損失		**554**
固定資産処分損	70	
減損損失	193	
段階取得に係る差損	288	
その他の特別損失	1	
税金等調整前当期純利益		**8,080**
法人税、住民税及び事業税	**719**	
法人税等調整額	**462**	
法人税等合計		**1,182**
当期純利益		**6,898**
非支配株主に帰属する当期純利益		**247**
親会社株主に帰属する当期純利益		**6,650**

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月８日

株式会社 佐　賀　銀　行
　取　締　役　会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊加井　真　弓　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　川　口　輝　朗　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社佐賀銀行の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月８日

株式会社 佐　賀　銀　行
　取　締　役　会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　伊加井　真　弓　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　川　口　輝　朗　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社佐賀銀行の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社佐賀銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けています。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月16日

株式会社佐賀銀行　監査役会

常勤監査役　鶴田賢二　㊞

社外監査役　臼井俊雄　㊞

社外監査役　鬼﨑昭宣　㊞

社外監査役　井寺修一　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、内部留保に意を用いながら安定的な配当を行うことを基本方針としております。当期の期末配当についてもその基本方針に基づき安定した配当を維持することとし、１株につき35円と致したいと存じます。

なお、当行は平成29年6月29日開催の第88期定時株主総会の決議に基づき、平成29年10月１日を効力発生日として、普通株式10株を１株とする株式併合を実施致しました。当行は株式併合前の平成29年9月30日を基準日として１株あたり３円50銭の中間配当金をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、株式併合前に換算致しますと中間配当金３円50銭と期末配当金３円50銭を合わせた１株あたり７円、株式併合後に換算致しますと中間配当金35円と期末配当金35円を合わせた１株あたり70円に相当致します。

なお、今後につきましては、引き続き安定配当を基本方針としながら、業績等を総合的に勘案しつつ、株主の皆さまへの利益還元を図っていきたいと考えております。

また、内部留保として別途積立金に11,000,000,000円を積立てたいと存じます。

1.　期末配当に関する事項

（1）配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式１株につき金35円　　総額585,295,270円

（2）剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年６月29日

2.　その他の剰余金に関する事項

（1）増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金　　11,000,000,000円

（2）減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金　11,000,000,000円

第２号議案　取締役３名選任の件

取締役富永金吾、堤　和幸の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

また、取締役古川光則、上野昭久の両氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、これに伴い取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当行における地位等
1	富永金吾（とみながきんご）　再　任	取締役 営業統括本部営業推進部長
2	堤和幸（つつみかずゆき）　再　任	取締役
3	鵜池徹（うのいけとおる）　新　任	執行役員 本店営業部長

取 締 役 候 補 者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
1	富永金吾（とみながきんご） (昭和35年3月15日生) 再任	昭和57年４月　当行入行 平成13年６月　同片江支店長 平成16年６月　同西新町支店長 平成19年６月　同久留米支店長 平成22年６月　同唐津エリア長兼唐津支店長 平成24年６月　同鳥栖エリア長兼鳥栖支店長 平成26年４月　同執行役員営業統括本部 福岡本部推進部長 平成28年４月　同執行役員営業統括本部 営業推進部長 平成28年６月　同取締役営業統括本部 営業推進部長 現在に至る (取締役候補者として選任した理由) 昭和57年入行後、鳥栖支店長、福岡本部推進部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、平成26年から執行役員、平成28年から取締役を務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者といたしました。	1,300株
2	堤和幸（つつみかずゆき） (昭和35年5月29日生) 再任	昭和59年４月　当行入行 平成14年６月　同桧原支店長 平成16年４月　同干隈支店長兼野芥支店長 平成16年６月　同干隈エリア長兼干隈支店長兼 野芥支店長 平成18年６月　同博多駅東エリア長兼 博多駅東支店長兼那珂支店長 平成20年６月　同東京支店長兼 総合企画部東京事務所長 平成22年６月　同久留米支店長 平成24年６月　同神野町エリア長兼神野町支店長 平成27年４月　同執行役員神野町エリア長兼 神野町支店長 平成28年４月　同執行役員本店営業部長 平成28年６月　同取締役本店営業部長 平成30年４月　同取締役 現在に至る (取締役候補者として選任した理由) 昭和59年入行後、神野町支店長、本店営業部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、平成27年から執行役員、平成28年から取締役を務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者といたしました。	6,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
3	鵜池（うのいけ）　徹（とおる） (昭和37年4月24日生) 新　任	昭和61年４月　当行入行 平成16年６月　同片江支店長 平成18年６月　同干隈エリア長兼干隈支店長兼野芥支店長 平成19年６月　同八幡支店長 平成22年６月　同春日エリア長兼春日支店長兼須玖支店長兼那珂川支店長 平成22年10月　同春日エリア長兼春日支店長兼須玖支店長 平成24年６月　同博多支店長 平成26年４月　同福岡支店長 平成27年３月　同福岡エリア長兼福岡支店長 平成28年４月　同営業統括本部福岡本部推進部長 平成29年４月　同執行役員営業統括本部福岡本部推進部長 平成30年４月　同執行役員本店営業部長現在に至る (取締役候補者として選任した理由) 昭和61年入行後、福岡支店長、福岡本部推進部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、平成29年から執行役員を務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者といたしました。	650株

（注）各取締役候補者と当行との間に、特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役臼井俊雄氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

監　査　役　候　補　者

氏　　名 (生年月日)	略　歴　、　地　位　及　び 重　要　な　兼　職　の　状　況	所有する当行株式の数
田中（たなか）　俊章（としあき） (昭和25年１月28日生) 新　任	昭和47年４月　大蔵省北九州財務局入局 平成12年７月　福岡財務支局理財部主計課長 平成13年７月　東北財務局証券取引等監視官 平成15年７月　福岡財務支局理財部検査監理官 平成16年３月　福岡財務支局退職 平成16年４月　国家公務員共済組合連合会 横浜栄共済病院事務部次長 平成17年１月　国家公務員共済組合連合会 浜の町病院事務部次長 平成17年４月　国家公務員共済組合連合会 浜の町病院事務部長 平成24年４月　独立行政法人中小企業基盤整備機構 九州本部共済普及専門員 (平成29年３月退職) 現在に至る (社外監査役候補者として選任した理由) 元大蔵省に勤務されていたことから、行政面からの金融機関に関する専門的な知識、経験等があり、それを活かして社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。	0株

(注) 1. 監査役候補者と当行との間に、特別の利害関係はありません。

2. 監査役候補者の田中俊章氏は、会社法施行規則第２条第３項第８号に定める社外監査役候補者であります。
同氏は東京証券取引所及び福岡証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。

3. 社外監査役との責任限定契約について
当行は社外監査役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。社外監査役候補者田中俊章氏が選任された場合、当行は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外監査役が任務を怠ったことによって当行に損害を与えた場合、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項各号に定める額の合計額を限度としてその責任を負う。

以　上

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記の事項をご確認のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、当行指定の議決権行使専用ウェブサイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）をご利用いただくことによってのみ可能です。
　なお、この議決権行使専用ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。
3. インターネット等による議決権行使は、株主総会開催日の前日の平成30年６月27日（水曜日）午後５時30分まで受付いたします。
4. 議決権行使専用ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主様のご負担となります。

〔インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について〕

議決権行使専用ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

（1）インターネットにアクセスできること。
（2）インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer Ver. 7以降を使用できること。
　ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

※Microsoft®及びInternet Explorerは、米国 Microsoft Corporationの、米国、日本及びその他の国における登録商標または商標です。

〔議決権電子行使プラットフォームについて〕

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以　上

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人
　みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
電話　0120-768-524（フリーダイヤル）
（受付時間　午前９時から午後９時まで土日・休日を除く）

メ モ 欄


佐賀銀行